

議第24号議案

新座市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和元年12月12日提出

提出者	新座市議会議員	笠原	進
賛成者	//	高邑	朋矢
	//	小野	大輔
	//	辻	実樹
	//	石島	陽子

提案理由

国民健康保険税の子ども均等割を減免するため、この案を提出する。

新座市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新座市国民健康保険税条例（昭和30年新座市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（国民健康保険税の減免）</p> <p>第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 満20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の属する世帯の納税義務者</u></p> <p>(5) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、特別の事情がある者</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>（国民健康保険税の減免）</p> <p>第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、特別の事情がある者</p> <p>2・3 [略]</p>

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。